

3. 緊急事態における対応体制

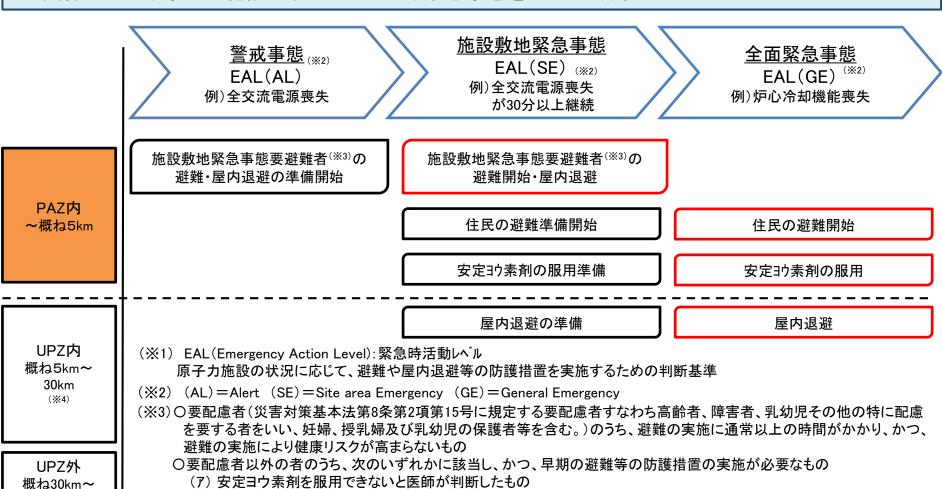
原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動kv゙ル: EAL (※1)) **/** 内閣府

(イ)(ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

(※5)



- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じる こととしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。 (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (運用上の介入1451/1: 011 (※))

[OIL1]



- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- ▶ また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する 観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。

<u>緊急防護措置</u> 500 μ Sv/h超過

早期防護措置 20μSv/h超過 [OIL2]

飲食物摂取制限

[OIL6]

[飲食物に係るスクリーニング基準] 0.5 µ Sv/h超過

数時間内を目途に区域を特定

1日内を目途に区域を特定

数日内を目途に飲食物中の放射 性核種濃度を測定すべき区域を 特定

世 避難(移動が困難な者の一時屋内 退避を含む)の実施 対象地域の生産物の摂取を制限

対象地域の住民を、1週間程度内 に一時移転 1週間程度内を目途に飲食物中 の放射性核種濃度の測定と分析 を実施

基準を超えるものにつき摂取制限 を迅速に実施

避難等される住民等を対象に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染【OIL4】

UPZ外 概ね30km~

概ね5km~

30km

UPZ内と同じ

(※) OIL(Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

福井県及び関係市町の対応体制



- ▶ 福井県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- ▶ 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、
 PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- ▶ 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。



滋賀県、長浜市及び高島市の対応体制



- > 滋賀県、長浜市及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて 災害対策本部を設置。
- ▶ 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。



世 岐阜県及び揖斐川町の対応体制



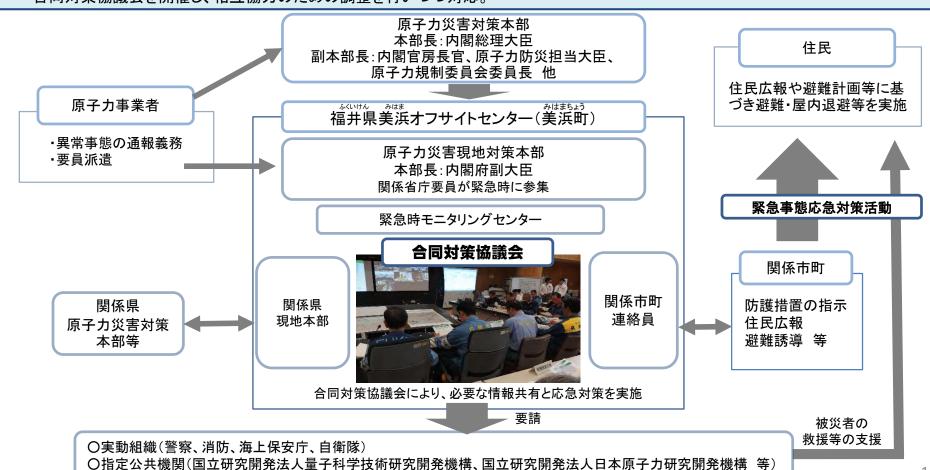
- ▶ 岐草県及び揖斐川町は、警戒事態に該当する事象が発生した場合に、原子力災害警戒体制に移行。その後、事故の状況等に応じて原子力災害警戒本部、災害対策本部を設置。
- ▶ 原子力災害警戒体制では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、関係機関等に対する情報提供を実施。



国の対応体制



- 美族町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合(警戒事態の前段階から)、原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、福井県美浜オフサイトセンター(OFC)及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- ➢ 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- ▶ 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を 開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- ▶ 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送



- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を福井県美浜オフサイヤンター及び各県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- ▶ その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

